

特許出願の中間手続の実務

～良い意見書・補正書の条件～

会員 堀 進



はじめに

特許の実務では、審査にかかった特許出願は、殆どの場合、拒絶理由通知を受けるので、出願人や代理人は、拒絶理由をどのように解消するかについて検討し、必要な中間書類（意見書・手続補正書）を作成することになる。そして、中間書類の記載は、それによって特許査定か拒絶査定が決まるだけでなく、当該出願が特許になれば、権利範囲の判断に大きく影響し、拒絶査定になれば、不服審判での更なる補正や審決取消訴訟での主張の根拠ともなる。このため、中間書類は拒絶理由を解消することに加えて、出願人にとって望ましい権利（範囲）を取得するということが要請され、この両方を満足するものが、良い意見書・補正書であるということができる。

本論では、実際の拒絶理由通知書と意見書・補正書はどのようなものかを検討し、良い中間書類を作成するためにはどのように考えて実践するかについて説明する。

1. 序論

(1) 中間手続の定義

本論説では、中間手続とは、審査又は審判での拒絶理由通知に対して意見書及び必要な手続補正書を提出することをいうものとする。

(2) 中間手続の目的

拒絶理由を解消すると共に出願人の望む権利範囲で特許を得ること。

(3) 目的を達成するための手法

拒絶理由を解消するために必要最少限の補正をする（手続補正書）。

拒絶理由がなく又は解消したことの理由を論理的に説明する（意見書）。

(4) 中間手続で判明すること

中間手続の段階で、明細書、特許請求の範囲及び図面（以下、「明細書等」という）の記載の良否が判明することが多い。

補正を検討し意見書での主張を考えるとときに、明細書等の記載を見直すことになるが、それによって出願時に発明の内容と外延をどこまで想定して明細書等に記載しているかが分かる。

特許請求の範囲を広く書くだけでは不十分で、明細書での具体的な説明が必要であり（記載要件）、これが後の補正の根拠にもなる。

請求項の記載と実施形態（実施例）の記載をどのように対応させるかを十分に考える必要があり、これは明細書等の記載に依存する。

明細書に実施形態が1つしか記載されていないにも拘らず、特許請求の範囲（特に請求項1）が広く記載されていると、記載要件（特許法36条）違反が拒絶理由となる場合が多い。これで拒絶されると、特許請求の範囲を1つの実施形態まで減縮せざるを得ず、出願時に明細書等に実施形態を2以上開示し或いは1つの実施形態に加えて変形又は改変の態様を明示すべきであったと反省することになる。

結局、中間手続の目的を達成するためには、明細書等に発明の内容（課題、構成及び効果）が充分開示されていることが重要な条件となる。

(5) 中間手続の要点

- ① どのような補正が必要か（補正の内容）
- ② 意見書でどのように主張するか（「意見の内容」の書き方）

2. 良い中間手続を実現するための手順

(1) 拒絶理由通知書の内容検討

特許庁審査基準「審査の進め方」に基づいて拒絶理由が通知されるが、実際には拒絶理由の説明の仕方(特

に「備考」の記載)が審査官によって異なるので、一般論ではなく現実の拒絶理由通知書の記載から審査官の真意を汲み取ることが必要である。

そして、それが難しい場合(例えば、36条違反の理由や進歩性なしの根拠が明確でない場合が少なからずある)には、直接審査官に問い合わせるのがよい。そのような問い合わせには、殆どの場合、審査官に応じてもらえるので、拒絶理由通知書の表現だけでは不足していた点が判明することになる。

拒絶理由通知書では、多くの場合、拒絶の理由が次のように示される。

- ①特許請求の範囲に記載された発明について、各請求項ごとに特許要件(29条1項・2項等)を具備しているか否か。
- ②明細書等の記載について、サポート要件及び明確性等の記載要件(36条)を具備しているか否か。
- ③特許請求の範囲において、拒絶理由が発見されない請求項がある場合には、その請求項について、現時点では拒絶理由を発見しない旨示される。その場合、手続補正書で特許請求の範囲を当該請求項の記載に補正すれば、当該拒絶理由が解消されるが、出願人(代理人も)としては、そのような補正(権利範囲)でよいかどうか、拒絶された請求項についても拒絶理由を解消できないかを検討する必要がある。

(2) 主な拒絶理由(該当条文)とそれを解消するための検討

①発明の成立性否定(29条1項柱書)

「自然法則を利用した技術的思想の創作」とはいえないと指摘される。

所謂ビジネスモデルや数学的原理に基づく手法の特許出願に多い拒絶理由である。

例えば、ソフトウェア関連発明の場合、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」ことが発明の成立性の要件とされ、これを満たさないと判断された場合、拒絶理由となる。

この拒絶理由に対しては、現請求項の記載のまま、或いは請求項の記載を補正する(技術的構成を明確にする)ことで、本願発明(拒絶された請求項に係る発明)が上記の発明の要件を満たすことを説明する必要がある。

②新規性なし(29条1項, 29条の2)

この拒絶理由のポイントは、公知技術又は先願発明との同一性である。

「同一性」とは、構成が同一の場合だけでなく、相違があっても微差或いは周知・慣用技術である場合を含む(審査基準)。

この拒絶理由に対しては、現請求項の記載のまま、或いは請求項の記載を補正することで、本願発明が公知技術又は先願発明と実質的に同一でないと主張できればよい。但し、当該拒絶理由通知書で同時に進歩性欠如も指摘されている場合には、進歩性の要件も満たすことを説明する必要がある。

③進歩性なし(29条2項)

「進歩性」とは、発明の技術的進歩そのものではなく、公知技術(29条1項各号)から容易に想到できる発明ではないことである。進歩性欠如が、実務上最も多い拒絶理由である。

この拒絶理由から、審査官は本願発明に新規性はある(引用発明と相違する)と判断していることが分かる。

本願発明が進歩性なしと判断される典型例として、各請求項の発明が、少なくとも1つの引用文献+周知技術、又は複数の引用文献の組合せで構成される場合が挙げられる。

この拒絶理由に対する反論としては、多くの場合、本願発明が1以上の引用文献と周知技術又は複数の引用文献の組合せでは得られないことを説明する。

④明細書等の記載不備(36条)

この拒絶理由の場合、出願日によって拒絶の根拠条文が現在の条文と異なる(過去の法改正で条文の項目が何度か変化している)ことに注意する必要がある。

現在の条文では、明細書の記載要件は36条4項1号、特許請求の範囲の記載要件は36条6項1~4号で規定されている。

⑤新規事項の加入(17条の2第3項)

所謂「新規事項」とは、明細書等の補正によって出願当初の記載事項の範囲外となった事項をいう。この拒絶理由は、明細書等の補正によって生ずる拒絶理由である。

審査基準によれば、出願時の明細書等の記載から「自明でない」事項を新規事項とする。

この拒絶理由自体は、先の補正で新規事項と認定された事項を削除すれば解消し得るが、単に削除しただ

けでは、先の拒絶理由が復活してしまうので、改めて新規事項とされない補正を行うか、新規事項ではないことを説明する必要がある。但し、最後の拒絶理由通知を受けた場合或いは拒絶査定不服審判を請求する場合には、17条の2第5項に規定する補正の要件が付加されるので、注意を要する。特に、特許請求の範囲を補正する場合は、新規事項を解消すると共に限定的減縮（同項第2号）になる補正が必要である。

⑥発明の単一性違反（37条）

この拒絶理由のポイントは、一の請求項に対し単一性の要件を満たさない請求項についての新規性等の特許要件の審査が行われないことである。

この拒絶理由を解消するためには、以下の点を考慮しなければならない。

- (a) 拒絶理由通知書に示された拒絶の理由が単一性違反のみである場合は、一の請求項（審査済み）を残して、単一性の要件を満たさない請求項（未審査）が不要であればこれを削除し、必要であれば当該請求項に係る発明を分割出願する。
- (b) 他の拒絶理由（新規性・進歩性等）も通知されている場合は、その拒絶理由を解消すると共に上記(a)のようにする。その拒絶理由を解消できないか或いはその請求項（審査済み）が不要であれば、単一性の要件を満たさない請求項（未審査）が必要かどうかを判断し、不要であれば、当該特許出願の権利化も不要になるので、拒絶理由通知への対応はしない。

一方、未審査の請求項が必要であれば、その特許出願が平成19年4月1日以降の出願の場合には、当該請求項に係る発明を分割出願する。その特許出願が平成19年3月31日以前の出願の場合には、特許請求の範囲を未審査の請求項のみとする補正（平成19年4月1日以降の出願では、17条の2第4項違反となるシフト補正）が可能であるので、分割出願は不要である。

⑦先願発明と同一（39条）

この拒絶理由のポイントは、本願と先願の請求項に係る発明の同一性の判断である。

この拒絶理由に対しては、少なくとも本願の請求項1が、先願の請求項（複数ある場合、いずれかの請求項）と実質的に異なることを意見書で主張するか、或いは請求項1を異なるように補正する必要がある。

分割出願の発明と原出願の発明とが同一の場合は、

39条2項（同日出願の取り扱い）が適用される。

(3) 補正の検討

一般にどのような拒絶理由に対しても、明細書等の補正を考える。

どのような補正を行うかは、拒絶理由の種類による。例えば、

「進歩性欠如」以外の拒絶理由に対しては、少なくとも特許請求の範囲の補正は必要である。

「進歩性欠如」の拒絶理由に対しては、特許請求の範囲を補正しないで意見書のみでの応答でよい場合がある。

審査官の誤認に基づく拒絶理由の場合は、その誤認を意見書で説明できる限り、補正は不要といえるが、特許請求の範囲と明細書に誤記や明瞭でない記載がある場合には、これを訂正する必要がある。

的確な補正とは、拒絶理由を解消するだけでなく、特許請求の範囲を減縮しすぎず、明細書に記載された用語や表現を用いた補正である。

補正の内容は、次の2つに分けられる。

- ①形式的補正：誤記の訂正、用語や表現の統一又は変更
殆どの場合、明細書等には誤記や適切でない表現があるので、補正は不可欠。実質的補正が必要か？
- ②実質的補正：特許請求の範囲の減縮又は変更とこれに対応する明細書の補正

(4) 補正に必要な条件

- (a) 通常の拒絶理由通知に応答するときは、明細書等の記載事項の範囲内で記載変更可能。
- (b) 最後の拒絶理由通知又は拒絶査定後は、審判請求の場合は、明細書中に限定可能な記載があること。
分割出願の場合は、原出願の明細書等の記載事項の範囲内で変更可能。
- (c) 拒絶査定不服審判では、審尋の回答に際しては補正不可。
拒絶理由が通知されたら補正可能。

(5) 補正をする場合の注意点

- ①明細書等の記載と補正の範囲
補正後の請求項の記載が明細書の記載内容から逸脱していないか

特許請求の範囲の補正に応じて明細書の記載をどこまで整合させるか

②補正による特許請求の範囲の変更と権利行使の制限

特許請求の範囲を減縮補正すると、特許性が向上するが、特許後に補正事項を撤回し或いは権利範囲を拡大主張することは認められない。これは、禁反言として周知であるが、権利者は権利行使に際してこれを忘れて無視する傾向がある。

中間手続において特許請求の範囲を補正する際には、出願人に権利範囲が変更されることと禁反言の原則を充分理解してもらうことが必要である。

(6) 手続補正書の作成

(a) 特許請求の範囲の補正

請求項毎に補正可能であるが、補正する請求項の数が多い（例えば、3項以上）場合は、補正項目の記載の手間と記載ミスをなくす観点から、【補正対象項目名】を「全文」として特許請求の範囲の全部を補正するのがよい。拒絶査定不服審判を請求する際の補正では、特許請求の範囲全文を補正対象とするように規定されている（特許法施行規則の様式第13備考7）。

補正に際して、発明の実施形態が図面に表わされた出願で、請求項に記載する発明特定事項が多い場合など、請求項の文言から発明の構成を理解するのが困難な場合には、請求項において各構成要素の後に図面中の対応する符号を括弧して記載するのがよい。これは、特許法施行規則の様式第29の2備考14口でも規定されており、これによって特許請求の範囲が符号を付して図に表わされた実施形態に限定解釈されるものではない。むしろ、出願人及び中間書類作成者が請求項の記載を正しく把握するのに役立つ一方、審査官に対しても本願発明を理解しやすくして審査促進に寄与するのである。

(b) 明細書の補正

特許請求の範囲を補正した場合は、補正後の請求項の記載に対応して（記載を整合させるために）、明細書の記載において少なくとも【課題を解決するための手段】の記載を補正する必要がある。特に、出願時の明細書の【課題を解決するための手段】で「請求項1に記載の発明は、…。請求項2に記載の発明は、…。」等と記載している場合には当然、各請求項の記載内容（項番を含む）の変更に応じて、それらの記載を変更することになる。

なお、「特許請求の範囲には、明細書又は図面に開示した発明（技術的思想）のうち出願人が特許としたい発明を記載する」との基本的考え方からすれば、明細書に「請求項1に記載の発明」等と記載することには違和感を覚える。本年4月以降の特許出願では、願書に添付する書類の順序として明細書の後に特許請求の範囲が掲げられていることも、単に添付の順番だけでなく、上記の考え方を肯定していると思われる。

もっとも、特許請求の範囲に記載した発明について「本発明は、…。本発明においては、…が好ましい。」等と記載している場合には、各請求項の補正に応じて直ちに「本発明」の記載を変更する必要がない場合もある。

また、補正後の請求項に記載された発明によって奏される効果は、補正前の発明によって得られる効果と異なるものとなるのが通常である。従って、「発明の効果」についても、補正後の発明による効果の記載に補正すべきである。

但し、その補正の根拠となる効果の記載が当初明細書等がない場合は、そのような効果を記載する補正は、新規事項と判断される恐れがあるので、意見書で補正後の発明から得られる効果を主張することになる。その場合、そのような効果が明細書に記載されていない以上、審査官が認めるとは限らず、進歩性を肯定するのに寄与しないことになる。従って、出願明細書には、請求項1に記載の発明による効果だけでなく、少なくとも請求項2以下の実施態様項による効果も記載すべきであり、更には、実施形態の説明においても実施形態の作用効果を記載することが必要である。

(7) 意見書の作成

以上の観点から、意見書は【意見の内容】において、少なくとも下記の事項について、分かり易くかつ論理的に説明することが求められる。その具体的な書き方については、添付の「意見書作成例」参照。なお、この例は、拒絶理由が「発明の成立性否定」と「進歩性なし」の2つの場合の記載例であり、審決及び判決文の記載を参考にまとめたものである。

記

①拒絶理由通知書の内容（要旨）

②出願人の対応（要旨）

③補正の説明

特許請求の範囲の補正内容とその根拠

明細書の補正内容とその根拠
補正の要件を満たすことの説明

④本願発明の説明

少なくとも請求項 1 に係る発明と作用効果の記載
請求項 1 の他、拒絶理由に係る請求項の記載

⑤拒絶理由に対する主張

反論或いは拒絶理由が解消したことの説明

新規性・進歩性を主張する場合：引用文献の記載
(本願発明と対比する事項を記載することが必要)

本願発明と引用文献の記載との対比

初めに、本願発明と最も共通点が多い引用発明 1 (引用文献 1 に記載されたもの) を対比して、両者の一致点と相違点を抽出する。

次に、相違点を検討する。実質的な相違点であれば、新規性は肯定される。

進歩性を主張する場合は、相違点が周知・慣用の技術でないこと、或いは相違点に係る技術的構成が他の引用発明(引用文献 2…)には記載されていないこと、従って引用発明 1 に他の引用発明を適用しても本願発明は構成されず、本願発明に特有の効果も得られないことを、明細書等の記載を引用して具体的に説明する。

⑥結び

拒絶理由が解消したことを述べ、特許査定を求める旨記載する。

おわりに

以上のとおり拒絶理由の検討事項と中間書類の記載について説明したが、上記の説明及び添付の作成例は勿論、完全なものではなく、このような記載でなくても、中間書類として必要充分なものも多い。明細書と同様、良い意見書・補正書かどうかとも一律に決められることなく、本論の読者或いは特許実務者のご意見をいただければ幸いである。

(添付) 意見書作成例

【書類名】 意見書
【あて先】 特許庁審査官 ○○○○殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願 2003- ○○○○○○号
【特許出願人】
【識別番号】 ○○○○○○○○○○
【氏名又は名称】 ○○○○株式会社
【代理人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○○

【弁理士】

【氏名又は名称】 ○○ ○○

【発送番号】 ○○○○○○

【意見の内容】

1) 拒絶理由通知書の内容

平成 21 年 月 日付け起案の拒絶理由通知書によれば、本願は、次の理由によって拒絶をすべきものとされた。

理由：

1. 本願の請求項 1-6 に係る発明は、特許法第 29 条第 1 項柱書に規定する要件を満たしていないので、特許を受けることができない。
2. 本願の請求項 1-6 に係る発明は、下記の引用文献 1, 2 に記載された発明に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

引用文献：

1. 特開 2004- ○○○○○○号公報
2. 特開 2003- ○○○○号公報

2) 出願人の対応

上記拒絶理由に対し、出願人は、本意見書と同日付の手續補正書にて特許請求の範囲及び明細書の記載を補正した。これにより、本願発明は、特許法第 29 条第 1 項柱書に規定する要件を満たすと共に、引用文献 1, 2 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではなく、特許を受けることができるものである。以下、説明する。

3) 補正の説明

(3-1) 特許請求の範囲の補正

・請求項 1

(i) サーバは、コンピュータプログラムからの命令に従って、以下の処理を行う演算部を有すること。

これは、明細書の段落○○○○の記載を根拠としている。

(ii) コンピュータプログラムは、前記演算部が、予め定めた時期に至ったか否かを判別し、予め定めた時期に至った場合には、…処理を実行する一方、予め定めた時期に至らない場合には、…処理の必要性を判別してその必要があるとき、端末から入力された情報

に基づいて…を計算してその計算結果を出力する情報処理を実行するように構成されていること。

これは、明細書の段落〇〇〇〇の記載、及び図〇のST5～ST8の処理の説明を根拠としている。

・請求項2, 3

請求項1の補正した記載に整合するように補正した。

・請求項4

(a)のステップに加えて、(b)予め定めた時期に至ったか否かを判別するステップと、(c)予め定めた時期に至った場合には、…処理を行うステップと、(d)予め定めた時期に至らない場合には、…処理の必要を判別してその必要があるとき、端末から入力された情報に基づいて…を計算してその計算結果を出力する処理を行うステップとを、サーバに実行させること。

これは、明細書の段落〇〇〇〇の記載、及び図〇のST5～ST8の処理の説明を根拠としている。

・請求項5, 6

請求項4の補正した記載に整合するように補正した。

(3-2) 明細書の補正

特許請求の範囲の補正に伴い、補正後の請求項1～6に対応する「課題を解決するための手段」及び「発明の効果」の記載を整合させると共に、明細書中の記載を明瞭にする補正を行った。

以上の補正は、当初明細書及び図面に記載された事項の範囲内でなされたものである。

4) 本願発明の説明

(4-1) 補正後の請求項1に記載の発明（以下、第1発明という）は、

「…を処理するためのコンピュータプログラムを格納したサーバと、該サーバにネットワークを介して接続可能な端末とを含む…処理システムにおいて、

前記サーバは、前記端末から入力される…に関する情報を格納する情報格納部と、前記コンピュータプログラムからの命令に従って以下の処理を行う演算部とを有し、

前記コンピュータプログラムは、前記演算部が、予め定めた時期に至ったか否かを判別し、予め定めた時期に至った場合には、前記情報に基づいて…処理を実行する一方、予め定めた時期に至らない場合には、処理の必要を判別してその必要があるとき、前記端末か

ら入力された情報に基づいて…を計算してその計算結果を出力する処理を実行するように構成されていることを特徴とする…処理システム」

であり、次のような作用効果を奏する（明細書の段落〇〇〇〇）。

本発明の処理システムは、…を処理するコンピュータプログラムを格納したサーバと、該サーバにネットワークを介して接続可能な端末とを含み、サーバは、端末から入力される…に関する情報を格納する情報格納部と、コンピュータプログラムからの命令に従って以下の処理を行う演算部とを有する。

コンピュータプログラムは、前記演算部が、予め定めた時期に至ったか否かを判別し、予め定めた時期に至った場合には、前記情報に基づいて…処理を実行する一方、予め定めた時期に至らない場合には、…処理の必要を判別してその必要があるとき、前記端末から入力された情報に基づいて…を計算してその計算結果を出力する処理を実行する。

従って、サーバは、…処理によって…を求める一方、…処理によって…内容の変更等に的確に対応することができる。これにより、端末から入力された情報に基づいて、…することができる。

(4-2) 補正後の請求項4に記載の発明（以下、第2発明という）は、

「端末がネットワークを介して接続可能なサーバに格納され、…を電算処理するためのコンピュータプログラムであって、

(a) 前記端末から前記サーバへ送られる…に関する情報を、前記サーバに備えられた情報格納部に格納するステップと、

(b) 予め定めた時期に至ったか否かを判別するステップと、

(c) 予め定めた時期に至った場合には、前記情報に基づいて…を求める処理を行うステップと、

(d) 予め定めた時期に至らない場合には、…処理の必要性を判別してその必要があるとき、前記端末から入力された情報に基づいて…を計算してその計算結果を出力する処理を行うステップとを、

前記サーバに実行させることを特徴とする処理プログラム」

であり、次のような作用効果を奏する（明細書の段落〇〇〇〇）。

本発明の処理プログラムによれば、サーバが上記(a)～(d)を実行する。これにより、サーバを備えた…は、端末から入力された情報に基づいて、…を実現することができる。

5) 拒絶の理由1について

上記第1, 第2発明によれば、サーバは、コンピュータが備えたハードウェア資源としての情報格納部と演算部とを用いて、次のような処理を行うことを特徴とする。それは、予め定めた時期に至ったか否かを判別し、予め定めた時期に至った場合には、端末から入力された情報に基づいて…処理を実行する一方、予め定めた時期に至らない場合には、…処理の必要を判別してその必要があるとき、端末から入力された情報に基づいて…を計算してその結果を出力する処理を実行することである。これにより、サーバは…を実現するという特有の効果を奏する。

すなわち、第1, 第2発明は、コンピュータを単に計算の道具として用いて…を計算するだけでなく、上記のようにコンピュータで実行され得る処理で特定される技術的事項を備えている。

また、上記補正後の請求項1-6の記載は、コンピュータ上に構築される技術的な構成を特定するものであり、これらの請求項には、サーバとして用いられるコンピュータがデータを格納したり演算したりするだけでなく、当該コンピュータが…処理を実行することが記載されている。このようにしてコンピュータが実行する処理こそ、コンピュータが本来有する機能を単なる計算の目的に利用する以上の、本願発明特有の技術的構成を特定するものであり、「ソフトウェアによる情報処理が、コンピュータが備えたハードウェア資源を用いて具体的に実現されたもの」である。

従って、請求項1, 4に係る発明と、これら各発明に更なる構成を加えた請求項2-3, 請求項5-6に係る発明は、自然法則を利用した技術的手段で構成されるものである。

よって、補正後の請求項1-6に係る発明は、特許法第29条第1項柱書に規定する要件を満たすものである。

6) 拒絶の理由2について

(6-1) 引用文献の記載

引用文献1には、…が開示されている。

引用文献2には、…することが記載されている。

(6-2) 本願発明と引用文献との対比

以下、第1, 第2発明に共通の技術的思想に基づく発明特定事項を本願発明として、引用文献1に記載の発明(以下、引用発明1という)と対比すると、本願発明と引用発明1とは、「…」を備える点で一致し、次の点で相違する。

本願発明では、…処理を実行するように構成されているのに対し、引用発明1では、…処理を行う点。

上記相違点について検討すると、引用発明2に記載の…は、…を実行するものに過ぎず、上記相違点に係る本願発明の処理とは異なる。

従って、引用発明1において、…に代えて、引用文献2に記載のものを採用しても、本願発明の構成にはならない。一方、本願発明の構成によれば、上記の作用効果が得られるのに対し、引用文献1, 2に記載のものではそのような効果を奏することができない。

上記のように、本願発明は、引用文献1, 2には記載されない構成を備え、その構成により、引用文献1, 2に記載のものからは得られない作用効果を奏するものである。

してみると、本願発明は、引用文献1, 2に記載された発明から容易に想到することができるものではなく、特許法第29条第2項の規定に該当しない。

7) 結び

上記のとおり、補正後の請求項1～6に記載の発明は、特許法第2条第1項に規定する「発明」であり、同第29条柱書に規定する要件を満たしている。

また、本願発明は、特許法第29条第2項の規定に該当せず、特許を受けることができるものである。

よって、本願について特許すべき旨の査定を求める。

(原稿受領 2009. 11. 9)